

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行														
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の二十一の四まで（現行のとおり） （口座管理者の登録等）</p> <p>第四条の二十一の五（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。</p> <p>第四条の二十一の五の二から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法（第三条の三関係）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の二十一の四まで（略） （口座管理者の登録等）</p> <p>第四条の二十一の五（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、第四条の二十一の六第四項、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。</p> <p>第四条の二十一の五の二から第八十三条まで（略）</p> <p>別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法（第三条の三関係）</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 927 584 975">温室効果ガスの種類</th> <th data-bbox="584 927 1108 975">算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 975 584 1078">一から七まで（現行のとおり）</td> <td data-bbox="584 975 1108 1078">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1078 584 1270">八 三ぶつ化窒素</td> <td data-bbox="584 1078 1108 1270">温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1270 584 1318">九（現行のとおり）</td> <td data-bbox="584 1270 1108 1318">（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガスの種類	算定方法	一から七まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	八 三ぶつ化窒素	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法	九（現行のとおり）	（現行のとおり）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 927 1473 975">温室効果ガスの種類</th> <th data-bbox="1473 927 1998 975">算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 975 1473 1270">一から七まで（略）</td> <td data-bbox="1473 975 1998 1270">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1270 1473 1318">八（略）</td> <td data-bbox="1473 1270 1998 1318">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガスの種類	算定方法	一から七まで（略）	（略）	八（略）	（略）
温室効果ガスの種類	算定方法														
一から七まで（現行のとおり）	（現行のとおり）														
八 三ぶつ化窒素	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法														
九（現行のとおり）	（現行のとおり）														
温室効果ガスの種類	算定方法														
一から七まで（略）	（略）														
八（略）	（略）														

備考

- 一 一の項中の知事が別に定める燃料以外の燃料の使用又は付表第一から付表第七までの中欄に掲げる事業活動以外の事業活動に伴い温室効果ガスが排出されているときは、一の項から八の項までに掲げる算定方法に準じて知事が適切と認める方法により温室効果ガスの排出の量を算定する。
- 二 一の項から八の項までの温室効果ガスの種類の欄に掲げる温室効果ガスの排出の量について、実測その他の知事が別に定める方法により算定することができるときは、当該各項に掲げる算定方法に代えて、当該実測その他の知事が別に定める方法を用いることができる。

付表第一から付表第六まで (現行のとおり)

付表第七

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	三ふつ化窒素の製造	排出量算定期間において製造された三ふつ化窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該三ふつ化窒素の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該三ふつ化窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
二	半導体素子等の製造	排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの

備考

- 一 一の項中の知事が別に定める燃料以外の燃料の使用又は付表第一から付表第七までの中欄に掲げる事業活動以外の事業活動に伴い温室効果ガスが排出されているときは、一の項から七の項までに掲げる算定方法に準じて知事が適切と認める方法により温室効果ガスの排出の量を算定する。
- 二 一の項から七の項までの温室効果ガスの種類の欄に掲げる温室効果ガスの排出の量について、実測その他の知事が別に定める方法により算定することができるときは、当該各項に掲げる算定方法に代えて、当該実測その他の知事が別に定める方法を用いることができる。

付表第一から付表第六まで (略)

製造装置の洗浄に使用された三ふつ化窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該三ふつ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふつ化窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふつ化窒素のうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

別表第一の二から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

別表第一の二から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)